

○後志広域連合職員の定年等に関する条例

〔 令和 7 年 2 月 27 日
条例第 2 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の定年等については、倶知安町職員の定年等に関する条例（昭和 59 年倶知安町条例第 9 号）及びこれに基づく規則の例による。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。